

A central illustration features a family of four: a father, a mother, and two children. The father is on the left, holding a young boy. The mother is on the right, holding a young girl. Above them, a girl is holding a rabbit, and another girl is sitting on the ground. To the right, a boy is standing and another is running. The background is filled with various icons: a sun, clouds, blocks with letters 'E' and 'A', a ball, a teddy bear, a calendar, a box of crayons, a star, a box of tissues, a rain cloud, and a girl holding a book. The title is written in large blue characters within a white circular frame.

幼児教育・ 保育の無償化 のご案内

幼児教育・保育の無償化 —実施の背景—

2019年5月17日に「子ども・子育て支援法」が改正され、2019年10月から主に3歳(年少)クラスから小学校就学前までの幼児教育・保育が無償化されます。

無償化の目的は、急速な少子化の進行への総合的な対策と生涯にわたる人格形成を培う幼児教育の機会を保障するために子育て世代の負担軽減を図ることで、主に3歳(年少)クラスから小学校就学前の子どもが対象になります。

このパンフレットでは、「幼児教育・保育無償化」の内容をまとめていますので、無償化後の変更点や今後の施設選びなどにお役立てください。

さぬき市

「幼児教育・保育の無償化」の範囲

「幼児教育・保育の無償化」は、主に3歳クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校就学前までと、2歳児クラス（3歳になる3月31日までの年度）までの市民税非課税世帯が対象となります。

また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に認定を受ける必要があります。

1 無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、次のとおりです。

支給認定区分	認可保育所・認定こども園（保育認定）等	幼稚園（新制度） 認定こども園（教育認定）		未移行の幼稚園		認可外 保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	◎	◎	○（※） （上限11,300円）	○ （上限25,700円）	○（※） （上限11,300円）	○（※） （上限37,000円）
満3歳児 （3歳の誕生日から初めて迎える3月31日までの子ども）	/	◎	×	○ （上限25,700円）	×	/
市民税非課税世帯の満3歳児 （3歳の誕生日から初めて迎える3月31日までの子ども）	/	◎	○（※） （上限16,300円）	○ （上限25,700円）	○（※） （上限16,300円）	/
市民税非課税世帯の0～2歳児クラス	◎	/	/	/	/	○（※） （上限42,000円）
0～2歳児クラス	×	/	/	/	/	×

◎全額無償 ×無償化対象外 ○上限あり /該当なし ※無償化に当たり「保育の必要性の認定」が必要



2 給付認定（保育の必要性の認定）について

下記3の「保育の必要性の事由」に該当する場合に、市の認定を受けるものです。3つの区分に認定され、利用できる施設やサービスが異なります。

現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
現1号	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
現2号	満3歳以上	あり	保育所（園）、認定こども園など
現3号	0～2歳		

※表中の現○号、新○号の表記は、区分を明確にするため便宜上つけた名称です。

新1～3号認定（施設等利用給付認定）

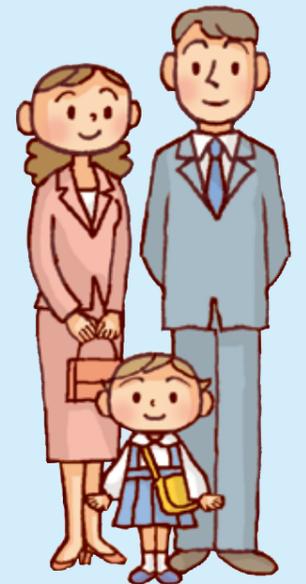
認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園
新2号	3歳児以上	あり	●幼稚園・認定こども園（1号） + 預かり保育
新3号	0～2歳児のうち 市民税非課税世帯（満3歳児）	あり	●認可外保育施設など

3 保育の必要性について

「保育の必要性」とは、保護者の就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

【保育の必要性の事由】

- 就労：1か月において64時間以上の労働をすることを常態としていること。
- 出産：母親の出産予定日の前後4か月であること。
- 疾病・障害：病気、負傷、心身に障害があるので、子どもの保育ができないこと。
- 親族の介護・看護：親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護していること。
- 災害復旧：保護者が震災、風水害、火災の復旧に当たっているため子どもの保育ができないこと。
- 求職中：求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 就学：学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること。
- 虐待・DV：児童虐待を行っている、または再びおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により子どもの保育ができないと認められること。
- 育児休業中の継続入園：育児休業取得時に、すでに保育園等を利用している子どもがいて、当該施設の継続利用が必要であること。
- 上記1～9と同様の状態と認められること。



2

認可保育所（園）等を利用されている人 (市内の公立保育所・私立保育園)

1 保育料の無償化

3～5歳児、0～2歳児の市民税非課税世帯の保育料が無償化されるため、市への支払がなくなります。なお、延長保育料、教材費、行事費などは、無償化の対象となりません。

子どもの年齢	現在	2019年10月～
3～5歳児	市が設定する所得に応じた保育料	無償
0～2歳児 市民税非課税世帯の場合		
0～2歳児 市民税課税世帯の場合		無償化対象外



- 多子世帯の保育料負担軽減は、現行（第2子半額、第3子無償）どおり続きます。
- 延長保育料、実費負担は、無償化の対象外です。
- 企業主導型保育施設は、多制度の給付により同程度の無償化が図られます。

2 給食費について

3～5歳児の給食費は保育料に含まれていた副食費が実費となり、市または保育所（園）にお支払いただくこととなります。

	3～5歳児		0～2歳児	
	現在	2019年10月～	現在	2019年10月～
主食費（ごはん・パン・めんなど）	実費	実費	保育料に含む	保育料に含む
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	保育料に含む	実費*		

※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は、副食費が免除されます。



3

認定こども園を利用されている人 (市内の公立こども園、私立こども園)

1 保育料の無償化

3～5歳児の保育料が無償となり、市・こども園への支払がなくなります。なお、延長保育料、教材費、行事費などは、対象となりません。

子どもの年齢	支給認定区分	保育の必要性		現在	2019年10月～
3～5歳児	1号	なし	教育認定	市が設定する所得に応じた保育料	無償
3～5歳児	2号	あり	保育認定		無償
0～2歳児	3号	あり	保育認定		市民税非課税世帯のみ無償

- 1号認定（教育認定）は、満3歳から対象です。（年度途中の満3歳の受け入れは、私立こども園のみ実施しています。）
- 多子世帯の保育料負担軽減は、現行（第2子半額、第3子無償）どおり続きます。
- 延長保育料、実費負担は、無償化の対象外です。

2 預かり保育料（1号教育認定の子ども）の無償化

市から「保育の必要性の認定」を受けた場合に、預かり保育利用料について11,300円/月（※満3歳児で、市民税非課税世帯の場合は、16,300円/月）まで無償になります。

▶利用料の支払方法

〔公立こども園〕

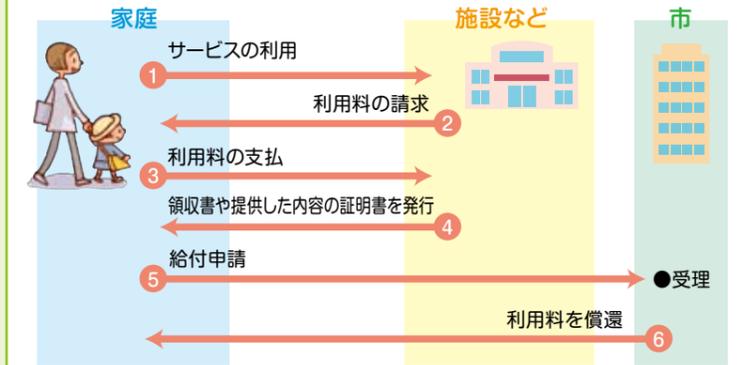
上限額まで支払はありません。

〔私立こども園〕

原則、償還払いとなります。

（右のイメージ図を参照してください。）

■償還払いの手続方法（イメージ）



※施設によっては、施設が代理受領をする場合があります。

3 給食費について

3～5歳児の給食費は保育料に含まれていた副食費が実費となり、市またはこども園にお支払いただくこととなります。

1号認定（教育認定の子ども）		現在	2019年10月～
給食費	主食費（ごはん・パン・めんなど）	実費	実費
	副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		実費*

2.3号認定（保育認定の子ども）	3～5歳児（2号認定）		0～2歳児（3号認定）	
	現在	2019年10月～	現在	2019年10月～
主食費（ごはん・パン・めんなど）	実費	実費	保育料に含む	保育料に含む
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	保育料に含む	実費*		

※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は、副食費が免除されます。

4

新制度の幼稚園を利用されている人 (市内の公立幼稚園・私立幼稚園)

1 授業料の無償化

満3～5歳児の授業料が無償となり、市、幼稚園への支払がなくなります。なお、教材費、行事費などは、無償化の対象となりません。

子どもの年齢	現在	2019年10月～
満3～5歳児	市が設定する所得に応じた授業料	無償

- 年度途中の満3歳の受け入れは、私立幼稚園のみ実施しています。
- 多子世帯の授業料負担軽減は、現行（第2子半額、第3子無償）どおり続きます。
- 実費負担は、無償化の対象外です。

2 預かり保育料の無償化

市から「保育の必要性の認定」を受けた場合に、預かり保育料について11,300円/月（※満3歳児で、市民税非課税世帯の場合は16,300円/月）まで無償になります。

▶預かり保育の対象になるには

「認定申請書」の提出が必要です。幼稚園から配布される認定申請書に必要事項をご記入のうえ、幼稚園へご提出ください。

▶利用料の支払方法

【公立幼稚園】

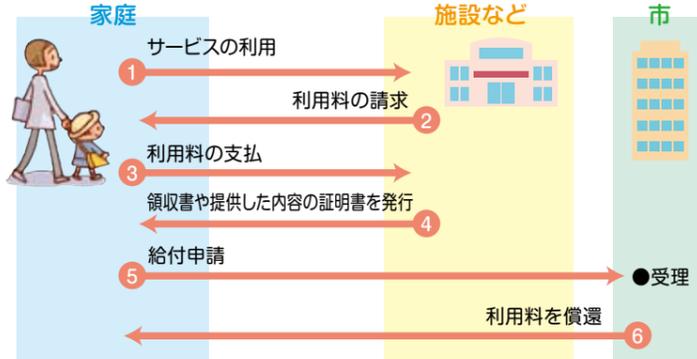
上限額まで支払はありません。

【私立幼稚園】

原則、償還払いとなります。

(右のイメージ図を参照してください。)

■償還払いの手続方法（イメージ）



※施設によっては、施設が代理受領をする場合があります。

5

未移行の幼稚園を利用されている人 (就園奨励費対象の幼稚園)

1 保育料の無償化

無償化により、入園料・保育料が25,700円/月まで無償になります。教材費、行事費、バス送迎費などは、無償化の対象となりません。

2 預かり保育料の無償化

市から「保育の必要性の認定」を受けた場合に、預かり保育料について11,300円/月（※満3歳児で、市民税非課税世帯の場合は16,300円/月）まで無償（償還払い）になります。

▶預かり保育の対象になるには

「認定申請書」の提出が必要です。幼稚園から配布される認定申請書に必要事項をご記入のうえ、幼稚園へご提出ください。

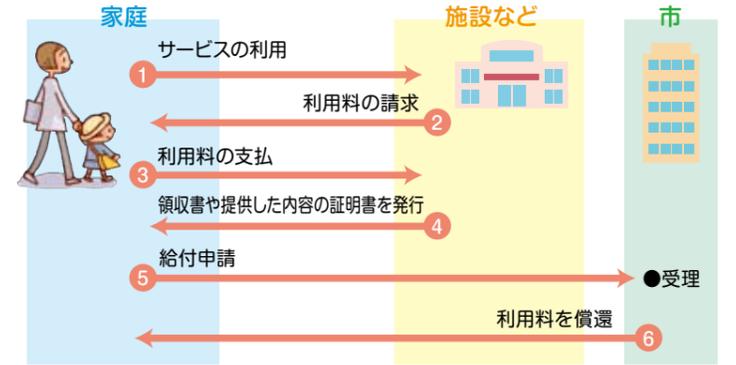
認可外保育施設も、併せて利用できます。複数利用の預かり保育料についても、無償化の上限は11,300円/月（※は16,300円/月）です。

▶利用料の支払方法

原則、償還払いとなります。

(右のイメージ図を参照してください。)

■償還払いの手続方法（イメージ）



※施設によっては、施設が代理受領をする場合があります。

3 給食費について

これまでどおり、幼稚園にお支払いただきます。

		現在	2019年10月～
給食費	主食費（ごはん・パン・めんなど）	実費	実費
	副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		実費※

※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は、副食費が免除されます。



3 給食費について

これまでどおり、市または園にお支払いただきます。

		現在	2019年10月～
給食費	主食費（ごはん・パン・めんなど）	実費	実費
	副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		実費※

※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は、副食費が免除されます。

1 保育料の無償化

無償化の対象となるには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

	子どもの年齢	対象となる施設・子育て支援事業	無償化となる保育料
	3～5歳児	認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター	37,000円/月 まで無償
	0～2歳児 市民税非課税世帯に限る		42,000円/月 まで無償

▶認可外保育施設とは

一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育などです。

2 給付（償還払い）の受け方

まず、施設から「領収書」を発行してもらいます。その後、市内の認可外保育施設などの利用者は施設に給付申請書を提出（施設経由）し、その他の施設（認可外の事業所内保育など）の利用者は保護者が市に直接、給付申請書を提出（自主申請）し、利用料の償還（払戻し）を受けます。

お問合せ先

さぬき市健康福祉部
幼保こども園課

〒769-2395

さぬき市寒川町石田東甲935番地1

☎0879-26-9906

